

令和6（2024）年度 第1回伊丹市男女共同参画審議会 議事録

【開催日時】 令和6（2024）年5月30日（木） 午後2時～4時

【開催場所】 伊丹市役所 101会議室

【出席委員】 岩本委員、和田谷委員、加藤委員、田野委員、白井委員、福島委員、月江委員
石崎委員（以上8名、順不同）

【欠席委員】 なし

【事務局】 須磨市民自治部長、森田市民自治部参事、中井共生推進室長、村上男女共同参画課長、男女共同参画課職員

【傍聴者】 1人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 諮問
- 6 委員及び職員紹介
- 7 傍聴要領及び傍聴定員の決定
- 8 議題
 - (1) 第3期計画の概要と取組、課題について
 - (2) その他
- 9 次回の日程について
- 10 その他連絡事項
- 11 閉会

【議事要旨】

- 1 事務局説明事項
 - (1) 計画策定に係るスケジュールの確認について
 - (2) 第3期計画の概要と取組、課題について
 - (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

2 議事

会 長： 事務局の説明を含めて、協議していくので、積極的にご意見・ご質問をいただきたい。女性相談支援員の方が新法の困難女性支援法も対応されているということである。相談室の窓口名称など、DV相談のままで行くのか、名前を変えていくのかなど、事務局の方で新法に合わせて、変えていくなどイメージがあれば、ご紹介いただきたい。

事務局： 新法への対応として、審議会のご意見をいただきながら、検討していきたい。現状において、困難女性に関する相談については、DV相談室への相談のなかで対応している。

委 員： 具体的に窓口など相談を受けた際の対応方法を知りたい。

事務局： 現状は困難な女性についても、福祉の部門でも相談を受けている。しかし、福祉の部門からも繋がらず、我々の女性相談からも繋がらない女性に対する支援なので、どのような支援をやっていくのかはこれからの課題と考えている。

会 長： 例えば、男女共同参画センターでやっている女性のためのカウンセリングにおいても、DV被害者の方もおり、様々な場所で相談を聞いているのではないかな。そういうところ

で、より掘り起こしになる感じがある。窓口にかかってない人々でも、掘り起こしをどうしていくのかも、方向性として大事である。

委員： 弁護士や法律事務所も、被害者の方にとっては相談するのはかなりハードルが高い。DV被害者の方は、自分の受けている被害がDVだと自覚がない人、特に精神的DV、モラハラ、経済的DV、社会的DVなど、自分の受けている被害の実態を掴めていない人がいる。夫婦喧嘩の延長やひどい人になると「自分自身が至らない、自分が悪い。」と思ってらっしゃる方も多い。

離婚相談として相談を聞くと、支配関係があり、行動の端々からDV被害であるということで、DV被害の話も色々と聞く。助言すると「私が受けているのはDVなのですね、自分もモラハラなのか」と気づきがある。

本来であれば、ジェンダー教育や包括的性教育とか、学校の現場で教育がなされているのが一番理想的なのかなと思う。

次に、周知が必要である。例えば、市民向けに講座をきめ細かにやる、市内のトイレ等にもDV相談カードを置く枚数を増やす、SNSなどを活用するなどかなと思う。可能であれば、弁護士会との連携とか深められたらいい。

会長： 今現在の周知であるとか弁護士会との連携体制などを事務局の方から教えて欲しい。

事務局： 男女共同参画センターにおいて、DVに関する啓発講座を実施している。弁護士会との連携は年に1回か2回、兵庫県弁護士会が主催する会議や連絡調整の方には参加させていただき、情報交換はしているが、単発的な会議となっている。SNSに関しては、弱点なのかと思っている。

委員： カウンセリングに来て、続けて取り組んでもらうことが難しい。

居場所づくりとして、2ヶ月～3ヶ月に1回500円ぐらいの値段設定で、休日も11時から17時ぐらいまで、出入り自由の場所を作ったり、ゲームや本を置いた部屋も作ったが中々、家庭的に難しい若い子は来てくれない。

食べ物があり、持って帰ってもいいからおいでと誘うが、何となく大人に会うと叱られると思っている。若い支援者も良いのではないかな。若くして家出をしてふらふらしている子に支援が届きにくい感じがある。

新法ができて、アウトリーチとあるが、若い子と高齢者へのアウトリーチは難しい。

委員： 困難な問題を抱える女性支援で何ができるのかが重要で、一目でわかるメッセージを出すのが大事だと思う。

ワンストップとなる場所があってもよく、男女共同参画センターや市役所もわかりやすく、ここに行けばいい場所を見せるのも大事である。支援や福祉手段の提供がわかる方、それをできる相談支援員が必要になる。

どのような福祉が受けられるのか、支援を受けられるのか、居場所相談も含めて社会的資源があるのかを把握できている場所、たらいまわしにされない体制が必要であろう。

あるいはコーディネーターみたいな人がいて、行政手続に同行するなどの支援が受けられ、その間、お子さんがおられるのであれば、見てもらえるなどの場所があればいい。

「困難な問題を抱える女性の支援」という名前にに関して、売春防止法からの流れがあることを理解していればわかるが、市民の方が見られたときに、「男はどうなのだ、男性だってしんどいぞ。」と思って当たり前だと思う。ここは、市民の方への説明は必要ではないか。何か自分達（男性）は置き去りになってしまう印象を残すのは、もったいない。例えば、大阪市はすべての性別にかかわらずという文言を入れていたりするので、そういった工夫があってもいい。

委員： DVを受けている認識がない人もいる。相談を受けている中で対応を考えると、自分の問題が見えていないのが大きな問題で、教育的なところでの啓発が重要である。

虐待事案で考えると、例えば高齢者であればケアマネージャー、障害の方であれば障害者相談支援員、子どもであれば、子ども福祉関係のワーカーの方が支援をしている。福祉の現場では、重層的支援体制整備事業という国のモデル事業が動いている。伊丹市は令和3年度から、移行準備事業を実施しており、令和5年度の昨年度から本格的に実施をされている。その事業の中で、相談をうけ、コーディネーターがおり、色々な相談のチャンネルの中で、課題が難しい方々をつないでいくのが役割なのかと思った。

地域の中で、どう発見していくかも非常に難しい。今、私どもが取り組んでいるのは孤立対策の中で、健康状態とか、寂しくされているなとかがわかるようなご近所会というものを行っているが、そこにもDVは、引っかかってこないと思う。支援者の方が、アンテナの感度を上げて、支援できるかが重要ではないか。

委員： 学校現場では、デートDVに関して、「いのちを大切にする教育」というものを学校でも実施されているのかと思う。男女の性別にかかわらず、「デートDVがどういうもので、ノーといえる関係をつくりましょう。」みたいなことが、学校現場ではされている。そういう意味では若い方々は、理解が深まっていくものと思っている。

上の世代の方々の男性相談をしていく中で、何が難しいのかはそもそも相談して良い感覚がなく、相談にかかること自体が難しい。

女性の方の被害意識がないとのことだったが、男性自身の被害意識そのものがなく、受けた暴言・暴力が、そもそもそれが、暴言・暴力だと感じていない。そうすることで生きてこられた方がたくさんおられるので、そういう意味で、息苦しさや生きづらさを感じておられる方が多い。

それで何が起こるかということ、弱みであるとかネガティブな感情を相手に押し付けることになり、暴力・暴言になる悪循環がおこる。弱音を出していいのだとメッセージを出せるとよい。

DVに関する相談も男性も受けられるようにしたほうがいい。男性相談者がいて、相談に行くと、「男性だから」と「加害者だから」と言われ、「男性の相談は受けられません。」と言われて、傷ついておられる方々もあり、相談しないほう方がいいとなってしまう。

会長： 子ども達への啓発や女性だけでなく男性も相談につなげることなど、それが見えやすい計画にしたほうがいい。ワンストップサービスなども現在実施しているが、計画の中で施策がバラバラしており実施しているのが、見えにくい部分がある。

地域の支援者や関係機関との連携や相談の掘り起こしのため、住民の方や学生の方など、地域にいる実践者の中へDVのアンテナを立てていく必要がある。

委員： 警察では、交番や警察署に相談に来られたりして、年間150～160件ぐらいの相談がある。

困っているのが、夜間に110番通報があったときに緊急で保護はするが、日中であればDV相談室と連携して対応する。夜間になるとどこも連絡がつかなくなるので、施設とかセンターの窓口でも24時間対応してくれるところがあればありがたい。

会長： 110番登録は増加しているのか。

委員： 110番登録については、統計的なデータは取っていないが、増えてはいると思う。

委員： 自分自身がDVを受けている自覚がない方が多い。施設に入所される方は相談機関に相談され、相談機関から措置による入所となる。措置されないと入所ができないのが前提だ

が、入所できた方は自分自身で相談されるので、入所できるのは力がある方である。その方たちであっても、「暴力を受けていないからDVではないである。」や、生活費がもらえず生活が苦しくなっている状態であっても経済的DVであることを知らない方もいる。自分が嫌と思いながらも、強制されたら断れない方もいる。DVが身体的な暴力だけではないことを皆が当たり前にもわかってもらえたらいい。

施設に入所できている力のある方でもその認識なので、「女は我慢するもの」であるとか、「私が足りてないから」と我慢することが一般的になっていた時代もあったが、今はそういう時代ではないし、嫌なことは嫌と言ってもいいということが広がって欲しい。地域でも、我慢して生活していらっしゃる方もいるのではないかな。そういう人が相談機関につながるよう相談に行けるきっかけをどう作ってあげればいいのかが課題なのかなと思う。

3年間の取組評価の中でも課題が残ったもので自助グループ・サポートグループの活動支援が挙げられているが、施設に入所されている方で、自助グループに参加できないかと依頼はあるが、自分の被害をみんなに聞いてもらいたい、同じような立場の人と意見を出し合って、頑張っていこうと気持ちになれる方がまだ少ない。

会 長： P T G (Posttraumatic Growth: 心的外傷後成長) の研究の中で、回復のモデルを知るのが回復に役立つことはエビデンスがある。特に回復を知り、先を知るのは大事である。

委 員： グループカウンセリングの効果については、測ったわけではないが、印象としては1対1のカウンセリングよりも5倍ぐらい回復が早い。DV被害者の方で、1年で別人のように変わった人もいます。

グループカウンセリングには、他の施設から出てきた人とか、離婚してうまくいった人などの回復者を何人か集めて来てもらうのが必要である。他市でDVについてのグループカウンセリングを2か月に1回しているが、グループカウンセリングに回復者が入ってもらっており、上手くいく条件である。回復者の場合は、カウンセリングとかグループで自分自身の話しをしているから、話が上手である。わかりやすく、モデルとなるので、グループを作る時には支援者や援助者が来て、卒業した回復者を2人～3人入ってもらえるといい。

委 員： グループで、希望者の方を集めて、年に5回のクールで進めている。参加者の方は元気であり、活性化するというか、同じ立場の人たちが話をすることで勇気が湧いてきて、一歩踏み出そうとするきっかけになる。支援のネットワークを拡充していき、DVを周知して、支援を広げていくべきなのかなと思った。

委 員： 若い女性で彼から殴るとか意地悪されるわけではないが、いわゆるマインドコントロールをされている事例もある。そういう人と付き合っているので調子がおかしくなってきたり、親からも明らかにおかしいから別れなさいと言われるが、この人と別れたら、私とつき合ってくれる人はもういないと思い込んでいる事案もある。

恋愛の場合は、監禁に近いぐらい自由にさせてもらえない事案もある。このような事案を講座とかで啓発したほうがいい。人心を操るような事案と現場でよく出会う。

委 員： 施設に来られた母親で思春期の子供を育てることへの困難性があり、困難を抱える子供や女性になっていくのではないかと危うさを感じている。

委 員： DVについては男性・女性の性別に関係なく被害者・加害者になりうることをお伝えしておきたい。出口のところで、被害者を支援することももちろん大事だが、パートナーと出会ったあたりでパートナーとどうつき合っていくのかみたいな支援は、現実的に必要ではないかな。

中学校ぐらいまでは手厚く、大人が介入して、人間関係の調整を先生が入っている。高

校生ぐらいからなくなり、孤立や考え方が偏ってしまうこともある。自分が信じた人の話だけ、入ってきてしまうところがあり、マインドコントロールみたいなことに繋がって行ってしまうのか。そういう意味では相談できるチャンネルが多くあるといい、コミュニケーションについての相談ができる場所があるといい。

会 長： 事務局の方で、ワンストップサービスなどされているが計画のなかで見にくくなってしまっているところもあるのではないかと。80ある施策のなかで、事務局の定番化や省略を考えている施策等あれば、教えて欲しい。

事務局： 整理の方向性については、第2回審議会で詳細をお示ししたい。庁内手続きの一元化など、相談者の方のニーズを確認して、何回もお越しにならないようにしている。細かい手続き面は定番化しているので、改めて計画的に進捗管理は不要と考えている。また、啓発や相談支援など散発的になっているところを凝縮したいと考えている。

会 長： 第3期計画で、重点項目として「◎」がついている項目があるが、今回の計画でも重点項目を作った方がいいかなど皆様に意見をいただければと思う。

委 員： 自助グループなどの活動の進捗状況、達成度などがよくわかるので、重点項目はつけたほうがいい。

啓発という意味では、どれだけお金をかけるかの問題だと思う。例えば、SDGsについては短期間に一般的にも周知されている。民間も含めての社会全体の取組の成果だと思う。電車の吊り広告や阪急電車はSDGsトレインを走らせたりしている。誰もが使う駅とか電車などに吊り広告、DVについての情報発信など鉄道会社等と連携してできないかと思う。

本当に法律はいいものができ上がってきているので、女性新法もどう活用していくのが一番大事だし、PRについて予算を割く覚悟があるかが試されている。

共同親権のものすごいバックラッシュになる。共同親権は2年以内の施行予定であり、これによってDV被害者支援が一つの難しい局面を迎えることになる。後退する可能性、萎縮する可能性も非常に高い。その対策について、どこまで審議できるかはわからないが、その目線も重要と思っている。共同親権は廃案に向けて、話が盛り上がり、被害当事者がSNSで発信して繋がって、自分たちの届きにくい声を当事者の立場で届けた。当事者は力強いので、これが何かきっかけになり居場所づくりや繋がることができたらとも思った。

事務局： 各論部分で鉄道会社との連携は別にして民間事業者との連携は必要であると思っている。第2回審議会、8月1日（木）、10時から開催。事前意見用紙の提出期限は6月21日（金）を提出期限とする。

会 長： 次回は事務局からのたたき台をもとに議論をすすめていく。これで閉会とする。

【議決事項】なし